

# 介護支援専門員意見書

入居申込者氏名 \_\_\_\_\_

## 1 本人の状況

|      |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|
| 要介護度 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|------|---|---|---|---|---|

|                         |       |      |      |    |
|-------------------------|-------|------|------|----|
| 認知症による不適応行動             | 非常に多い | やや多い | 少しあり | なし |
| ※不適応行動について、具体的にお書きください。 |       |      |      |    |

## 2 在宅サービスの利用度

|                |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 在宅サービスの利用限度額割合 | 60%以上 | 50%以上 | 30%以上 | 30%未満 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|

## 3 主たる介護者・家族の状況

|               |      |         |                   |          |
|---------------|------|---------|-------------------|----------|
| ①世帯の状況        | 独居世帯 | 高齢世帯    | その他 ( )           |          |
| ②主たる介護者の年齢・続柄 | 歳    | 続柄      |                   |          |
| ③介護者の障害・疾病    | なし   | あり (    | 介護は困難・多少は介護・介護は可能 |          |
| ④介護者の就労       | なし   | あり (職種等 | 勤務                | 日/週 時間/日 |
| ⑤介護者の育児・家族の病気 | なし   | あり (    |                   |          |
| ⑥他の同居介護補助者    | なし   | あり (続柄  | 日/週程度)            |          |
| ⑦別居血縁者の介護協力   | なし   | あり (続柄  | 日/週程度)            |          |

## 4 現病、既往歴

|  |
|--|
|  |
|--|

## 5 その他特記事項 (要介護1、2の場合は特例入所を希望する具体的な理由)

|  |
|--|
|  |
|--|

|       |  |     |  |   |
|-------|--|-----|--|---|
| 作成者所属 |  | 担当者 |  | 印 |
|-------|--|-----|--|---|

### 【作成上の留意事項】

#### 1 認知症による不適応行動

認定調査における行動に関する項目のうち、「夜間不眠や昼夜が逆転している」・「一人で外に出たがり目が離せない」・「火の始末や火元の管理ができない」・「ろう便行為等の不潔行為がある」・「異食行為がある」に関する項目に「ある」または「ときどきある」が1つ以上ある場合で、

非常に多い・・・・・・毎日ある場合

やや多い・・・・・・週に1～2回以上ある場合

少しあり・・・・・・月に1～2回程度ある場合

を目安として判断する。

#### 2 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度規準額に対するサービス利用額をいう。

(区分支給限度基準額単位数/サービス利用単位数×100)

算定の期間については概ね3ヶ月を基準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは次のとおりとする。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、通所介護  
短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与

#### 3 「③介護者の障害・疾病」

「介護は困難」 介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は可能」 介護者が障害や疾病のため概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」 介護者に障害や疾病はあるがADL全般の援助・介護が可能な場合

を目安として判断する。

※他の医療機関や入所施設等に現在入院(所)している申込者の評価基準算定は、原則として退院(所)後に予想される状況で判断する。